

# 宅地建物取引業者の物件調査負担等の 軽減に向けた取組について

---

**国土交通省 不動産・建設経済局**

**不動産業課**

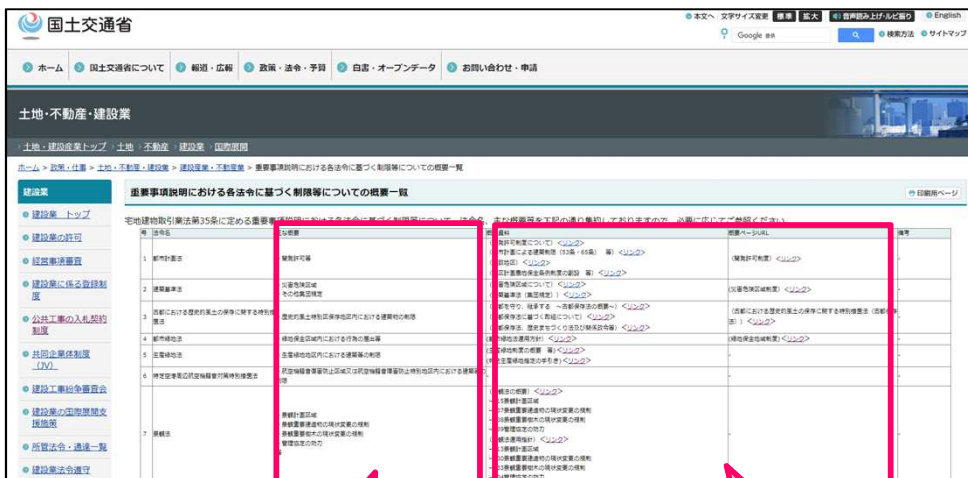
**令和5年12月**

# 重要事項説明に関する情報の整理・公表について

- 不動産取引において、宅建業者が行う重要事項説明の対象となる法令に基づく制限等の項目は、年々増加している状況。
  - ⇒ 本年11月より、国土交通省ウェブサイトにおいて、法令に基づく制限等の各項目（52法律）について、説明の対象となる制限等に関する制度の概要資料を公表。
  - ⇒ さらに、制限等を所管する都道府県・市町村の担当部局名や連絡先等について、ウェブサイトで整理・公表する取組を実施予定。

【国土交通省における公表済ウェブサイト】

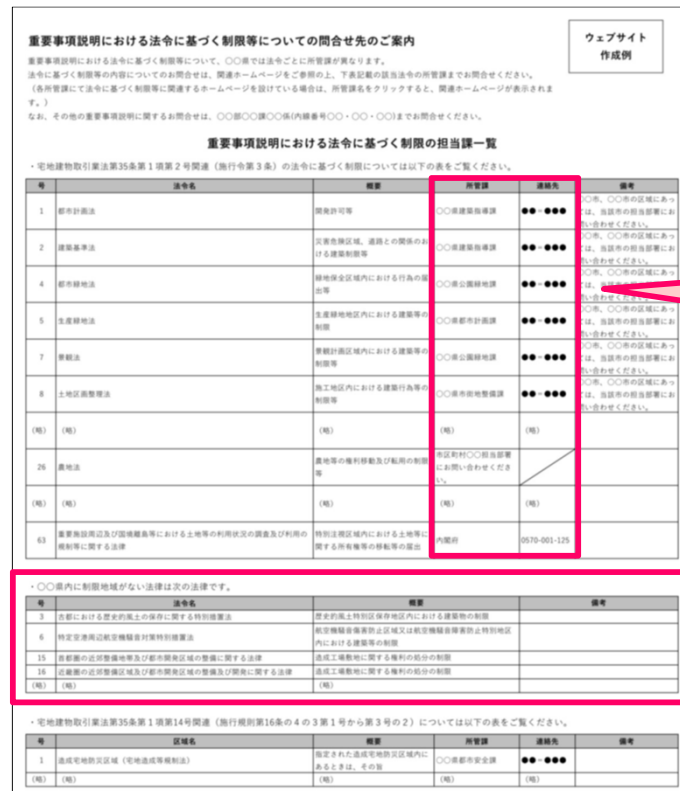
「重要事項説明における各法令に基づく制限等についての概要一覧」



法令に基づく制限等の主な概要

制限等に関する制度の概要資料/概要ページURL

【都道府県におけるウェブサイト作成イメージ】



照会先となる所管課室と連絡先を掲載

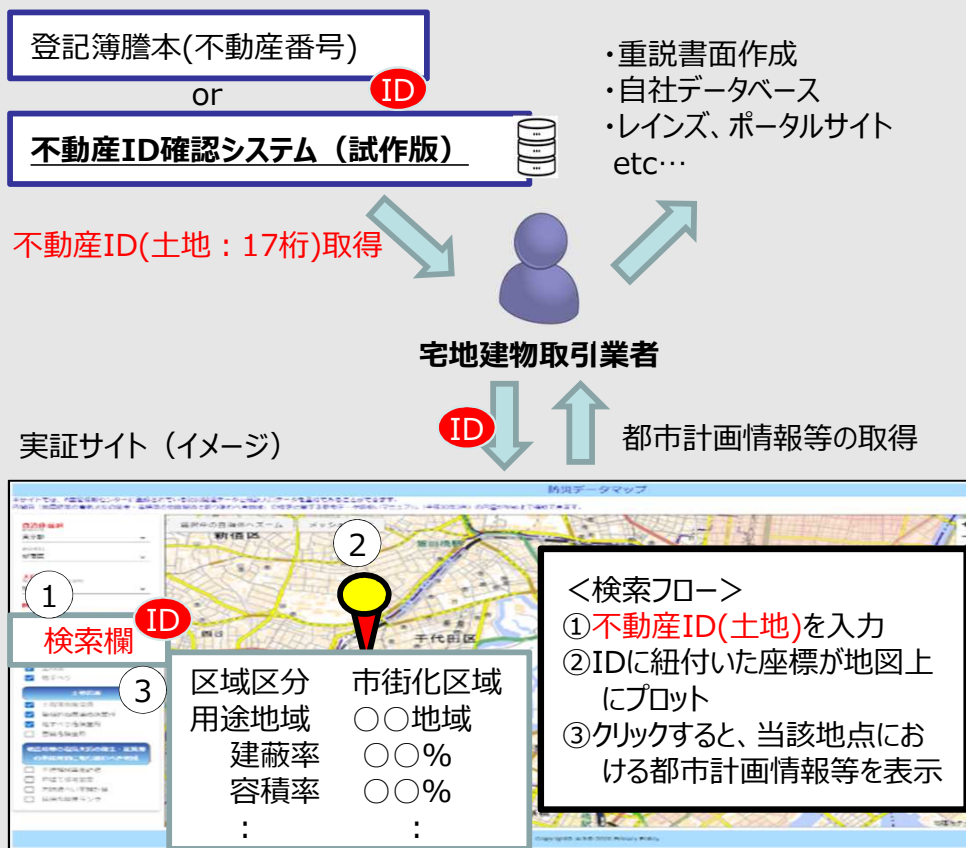
所管エリアに法令上の制限等に係る区域等がない場合は、「ない旨」を示すことが望ましい。

# 不動産取引における不動産ID活用社会実験の概要

## 社会実験の目的

- 不動産取引における物件調査には多岐にわたる情報収集が必要であり、地方公共団体等の窓口への訪問など、多くの手間・負担を要している。
- 本社会実験は、**不動産IDを用いた検索**により、地方自治体がオープンで提供する**都市計画情報等を容易に取得できる環境を試行的に整備**し、その実証により得られた効果や課題、改善点等を今後の不動産IDの活用環境構築の際に活かすこと等を目的とするもの。

## 活用イメージ



## 社会実験の概要

### ＜実施期間＞

令和6年1月9日(火)～2月23日(金)

### ＜対象地域(協力自治体)＞

山形県山形市  
神奈川県横浜市のうち旭区・栄区  
兵庫県加古川市

### ＜公募期間等＞

・国交省HPにて公募中(令和5年11月21日(火)～12月22日(金)まで)  
※宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者

### ＜事業概要＞

参加事業者は、対象地域内の不動産取引に関して、下記の取組を実施。

- ①不動産ID確認システム(試作版)を活用した不動産ID(土地)の取得
- ②実証サイトを利用した、都市計画情報等の取得
- ③レインズへの物件登録時における不動産ID(土地)の入力

➡社会実験後、アンケートによる実施報告(課題・改善点等)